

I 工事概要		項目	特記事項	項目	特記事項
1	工事名称	旧三原市斎場外解体設計	(3)本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。 なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいます。	I 一般共通事項	20 かし担保調査 竣工後、発注者からかし担保調査（建設工事請負契約款第41条に定める期間内）の連絡があった場合には、調査に協力すること。
2	工事場所	三原市八坂町229			
3	構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 772㎡			
4	工事種目	(1)建物解体・撤去工事一（内訳は別図による）			
5	別途工事				
6	公衆災害防止措置	ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。 イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月12日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。			
7	現状復旧	工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。			
8	その他	(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2)解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。 (3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため、営繕課より連絡があれば対応すること。 ・公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）			
II 解体工事仕様					
1	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（平成31年版）（「解体仕様書」という。）による。				
2	特記仕様	(1)項目は番号に○印のついたものを適用する。 (3)項目欄に記載の () 内番号は共通仕様書の当該項目を示す (2)特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は*印のついたものを適用する。 ○印と*印がついた場合は○印のついたものを適用する。 ○印と◎印がついた場合は、共に適用する。			
I 一般共通事項	項目	特記事項		II 仮設工事	
	1 適用基準等	*建設工事公衆災害防止対策要綱 *建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） *建築工事安全施工技術指針 *再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 平成31年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部		1 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設）（2.2.1）	○解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（H=3m） ・ 図示 ）を設置すること。 ○仮囲いは支給の物を使用。 ○解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。 （ ・ 防音パネル ・ 防音シート ・ メッシュ金網、養生シート ） ・ 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等 （ *建物全周囲に建物高さ以上 ・ 図示 ） 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日基発第0424001号）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の2の(2)又は(3)の方式により行うこと。 また、上記足場の設置や点検等については、労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 ○防塵・振動計を設置すること。（設置箇所は図示による）
	2 設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5)共通仕様書		2 工事用水	原則、既設給水管設備は利用できない。ただし、利用可能な場合は、水道料金及び使用水量に応じポンプ運転に要した電力使用量は、受注者の負担とする。
	3 官公署その他への届出手続等（1.1.3）	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。また、これらの手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。 ○除却届 ○危険物廃止届 ・道路使用許可 ・道路占有許可 (オイルタンク)		3 監督職員事務所(2.3.1)	*設けない ・ 設ける (m程度) 備品類等は監督職員の指示を受けて設置すること。
	4 別契約の関連工事（1.1.7）	本工事は別契約の工事に施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共に、工程計画及び工車用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。		4 交通誘導員	*配置する ・ 配置しない 配置計画 *大型車両進入時 (1) 人/日 ・ 常時配置 () 人/日 ・ () 作業期間 () 人/日
	5 表示板の設置	現場の見やすい位置に、監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。 *工事概要等の表示板（900mm×600mm）		5 照明・監視カメラ	出入口に仮設照明2台・監視カメラ2台設置のこと
	6 工事実績情報の登録（1.1.4）	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合は、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。		6 養生	車両出入口に敷鉄板の設置及びタイヤ洗浄機を設置のこと
	7 発生材の処理等（1.3.10）（4.1.3～4.5.1）	・引渡しを要するもの（PCBを含む機器類、PCB含有ソリッド材、） ・次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する (1)建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土（ ・建設発生土 ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） (2)金属類 (3)小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 *無し ・有り（ ・蛍光灯、HDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減 *無し ・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 *無し ・有り（ ） ・産業廃棄物広域認定制度の適用 *無し ・有り（ ） ・処理に注意を要する建設廃棄物 *無し ・有り（ ・CCA処理木材 ・ひ素、が'3の含有石膏'ド） (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいく。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。		III 解体施工	1 事前措置（3.2.1） (1)給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び併、配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ② 水道、ガス、下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また、記録を残し監督職員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や、切り直し必要箇所等は図示による。 (2)落下するおそれのある付属物は撤去すること。 (3)解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 (4)電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 (5)衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による臭気の発生を防止する。 (6)浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること
	8 工事の記録（1.2.3）	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督職員が指示する箇所は、A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：1部 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所） 監督職員が指示する箇所 （写真規格） ・カラーサービス版 ・カラーキャビネ版 ・ （規格・提出部数） ・A4版クリアファイル 部 ・A4版写真台紙 部 ・アルバム 部 (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のネガは工事完成後、受注者において2年間保管すること。 工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する ・電気保安技術者 *適用しない ・適用する		2 工事用水	
	9 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			3 監督職員事務所(2.3.1)	
	10 近隣との折衝（1.3.6）			4 交通誘導員	
	11 施工の検査（1.5.4）			5 照明・監視カメラ	
	12 中間技術検査（1.6.2）			6 養生	
	13 工程報告			III 解体施工	
	14 埋設物等の報告			1 事前措置（3.2.1）	
	15 地下埋設物調査			2 基礎等（3.9.1～3.9.2）	
				3 解体順序（3.3.1）	
				4 構内舗装等（3.11.1）	
				5 地下埋設物（3.12.1）	

年月日	整理番号	工事名	図面番号
	承認	設計	SCALE
旧三原市斎場外解体工事		旧三原市斎場 特記仕様書 1	001

III 解体施工		IV 特別管理産業廃棄物等の処理等		V 石綿含有建材の除去及び処理		
⑥	埋設配管 (3. 1. 2. 1)	○撤去 ・ 存置 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督職員に報告し、対応策を協議すること。 (1) 解体撤去後の跡地は整地(整地厚10cm程度)すること。(なお盛土する場合は図示による) ・持ち込み土(山砂の類) ・現場発生の良質土 ・他現場の現場発生良質土 ・再生コンクリート砂 ・リサイクルプラントが販売する処理土 ○埋戻し土は山砂 表層10cmは真砂土 (2) 土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置すること。 ・設置する ○設置しない ・工事中の仮囲いを存置 ・設置する場合は仕様等 種別 ・木杭・ロープ ・木杭+番線張り ・() 高さ H=() 設置範囲 ※図示 ・敷地境界全域 *場外指示の場所に処分 ・場外搬出適切処理 ・場外指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所: _____の公の関与する埋立地 *当該工事により発生する建設発生土は、「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のうちいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地(一時的積を含む)を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に変更しない。 なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の仕様に変更難い場合は、監督職員と協議するものとする。	V 石綿含有建材の除去及び処理	②	石綿粉じん濃度測定 (6. 1. 4) <9. 1. 1>	*石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督職員に報告する。 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)最新版による。 測定点の取り方 (1) 処理作業前 ・処理作業室内(2点) ・施工区画周辺又は敷地境界(2点) (2) 処理作業中 ・処理作業室内(2点) *セキュリティゾーン入口(1点)…空気の流れを確認 *負圧・除じん装置の排出口(1点)…除じん装置の性能確認 ・施工区画周辺又は敷地境界(4方向各1点) (3) 処理作業後(離隔シート撤去前) *処理作業室内(2点) ・施工区画周辺又は敷地境界(4方向各1点)
⑦	整地・埋戻し・盛土 (3. 1. 3. 1)			③	除去工事共通事項 (6. 2. 1~6. 2. 8) <9. 1. 2>	
⑧	解体後の困障 (3. 1. 3. 1)			④	石綿含有吹付け材の除去 (6. 3. 1~6. 3. 4) <9. 1. 3>	
⑨	建設発生土			⑤	石綿含有吹付け材の除去 (6. 3. 1~6. 3. 4) <9. 1. 3>	
①	施工計画調査 (5. 1. 2)	(1) 特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次による。これらについて、設計図書及び目視により、施工調査を実施し調査結果を調書に取りまとめ、監督職員に提出する。 特別管理産業廃棄物 ・ 廃石綿等 ・ PCBを含む機器類 ・ PCB含有シーリング材 ・ 廃油 ・ 廃酸、廃アルカリ 特殊な建設副産物 ・ フロン、ハロン等の特定物質 ・ 放射性物質 ・ 六ふっ化硫黄(SF6) ・ 特定化学物質等 (2) 発注者による調査(発注者調査)で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり、適切に処理すること。また、下記については施工調査結果と共に調査結果(調書)に反映させること ・特別管理産業廃棄物 ①廃石綿等(*無 ・有()) ②PCBを含む機器類(*無 ・有()) ③PCB含有シーリング材(*無 ・有()) ④廃油(*無 ・有(熱源の残油(オイルタンク及び配管を含む)) ⑤廃酸、廃アルカリ(*無 ・有()) ・特殊な建設副産物 ①フロン等の特定物質(*無 ・有(パッケージ型空調機の冷媒 ・ ルームエアコンディショナーの冷媒)) ②放射性物質(*無 ・有()) ③六ふっ化硫黄(SF6)(*無 ・有()) ④特定化学物質等(*無 ・有())		⑥	石綿含有成形板の除去 (6. 5. 1~6. 5. 5) <9. 1. 5>	
②	特別管理産業廃棄物の処分等 (5. 4. 1)	処分等に必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。又、施工調査によって、判明した箇所も、処分方法を監督職員と協議し、同様に処分すること。		⑦	石綿含有仕上塗材等(下地調整塗材も含む)の除去	
③	廃石綿等 (5. 4. 1)	廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。		⑧	石綿含有仕上塗材等(下地調整塗材も含む)の除去	
④	PCB含有機器類 (5. 4. 1)					
⑤	PCB含有シーリング材 (5. 4. 1)	PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。 ・分析調査箇所数(計 箇所) 分析調査箇所 *図示 ・撤去範囲は、次のとおりとし、PCB含有シーリング材はPCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、調書を作成の上、合わせて監督職員に引渡すこと。 (・ 図示による)				
⑥	ダイオキシン類 (5. 4. 1)	廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 ○ダイオキシン洗浄除去後解体 ・第1管理区域(レベル1) ○第2管理区域(レベル2) ・第3管理区域(レベル3) ・()				
⑦	特殊な建設副産物の回収及び処分 (7. 3. 1)	回収及び処分が必要な特殊な建設副産物は、関係法令に従い適切に回収・処分すること。又、施工調査によって判明した箇所も、処分方法を監督職員と協議し、同様に処分すること。				
①	施工調査 (6. 1. 3) <9. 1. 1>	目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について施工調査を行い、調査結果をとりまとめて監督職員に提出する。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別、厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ・石綿含有分析調査(・ 不要 *必要(内容は下記による)) 分析方法 *JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 分析必要部屋名等(図示) 分析必要箇所(3 箇所)				

	年月日	整理番号	工事名	図面番号
	承認	設計	旧三原市斎場 特記仕様書 2	mA SCALE 002